



神奈川県

被害を受けた中小企業者の皆さまへ

速やかな事業再建を、神奈川県が後押しします

災害対応融資

県では、様々な災害で被害を受けた皆さまにご利用いただける融資をご用意しています。ぜひお役立ていただき、1日も早い復興をお祈りいたします。

中小企業
制度融資の
ご案内



融資の特徴

- 1 大規模災害に限らず、様々な災害において即座に融資利用が可能
- 2 一般枠においては、り災届出証明書等で融資申込みが可能
- 3 最大8億4,000万円まで利用可能

通常の利用可能枠(融資限度額)

国の政策による特別枠(融資限度額)

《一般枠》
最大2億8,000万円



《別枠》
最大2億8,000万円



《激甚災害枠》
最大2億8,000万円

融資概要

融資条件		一般枠	別枠	激甚災害枠
融資対象	対象者	自然災害等により設備や建物等が被害を受けた中小企業者等	自然災害等により、市町村長からセーフティネット保証4号 ^{※1} の認定を受けた中小企業者等	激甚災害に指定された自然災害等により設備や建物等が被害を受けた中小企業者等
	所在地	県内全域	セーフティネット保証4号の指定地域	激甚災害の指定地域
	必要書類 ^{※2}	市町村等が発行するり災届出証明書等	市町村が発行するセーフティネット保証4号の認定書	市町村等が発行するり災証明書等
資金使途		事業の再建に必要な運転・設備資金	経営の安定に必要な運転・設備資金	事業の再建に必要な運転・設備資金
融資限度額		2億8,000万円 (うち無担保8,000万円)	2億8,000万円 (うち無担保8,000万円)	2億8,000万円 (うち無担保8,000万円)
融資期間		運転資金：10年以内 設備資金：15年以内 (据置期間2年以内を含む)		
融資利率 (固定)		2年以内：年1.3%以内	2年超5年以内：年1.6%以内	5年超15年以内：年1.9%以内
信用保証料率		0.26%～1.42% ^{※3}	1.00%	1.00%

※1 突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者等を支援するための措置

※2 他、融資申込み書類等が必要

※3 県の補助、県信用保証協会の割引後の信用保証料率

融資のお申込みは以下の取扱金融機関へ

銀行	みずほ / 三菱UFJ / 三井住友 / りそな / 群馬 / きらぼし / 横浜 / 第四北越 / 山梨中央 / 北陸 / 静岡 / スルガ / 阿波 / SBJ / 東日本 / 東京スター / 神奈川 / 大光 / 静岡中央
信用金庫	横浜 / かながわ / 湘南 / 川崎 / 平塚 / さがみ / 中栄 / 中南 / さわやか / 芝 / 西武 / 城南 / 世田谷 / 多摩 / 山梨
信用組合	ハナ / 神奈川県医師 / 神奈川県歯科医師 / 横浜幸銀 / 横浜華銀 / 小田原第一 / 相愛
政府系金融機関	商工組合中央金庫

■融資に関して詳しくはこちらのホームページをご覧ください

神奈川県中小企業制度融資「災害対応融資」 神奈川 災害 融資 

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/saigaitaiou_yusi.html

こちらの2次元コードからも
ご覧いただけます



お問合せ

神奈川県産業労働局金融課(金融相談窓口)

☎ 045-210-5695

9:00~17:00
年末年始、土日祝除く